

意見招請

対象国名：ASEAN 加盟国（インドネシア）

業務名称：ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト（水産物輸入時の食品検査ガイドライン作成）（単独型）

標記案件につき、業務指示書（案）に対するご意見・コメントを募集致します。ご意見・コメントは、下記の事業担当までご連絡願います。頂いたご意見・コメントにつきましては、個別には回答致しませんが、業務指示書へ適宜反映させて頂きます。また、ご意見・コメントつきまして確認させて頂きたい点などある場合には、ご連絡差し上げる場合がございます。

コメント締切：2026年1月7日（水）15:00

事業担当：経済開発部 農業・農村開発第1グループ第1チーム

（edag1@jica.go.jp, Ban.Daichi@jica.go.jp）

国際協力調達部担当：契約推進第一課（outm1@jica.go.jp, Chiba.Yu@jica.go.jp）

別添：業務指示書（案）

業務の背景

多くの東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟諸国において農業・水産業は主要な雇用機会・収入の源であり、食料安全保障及び栄養改善の観点からも依然重要セクターの一つですが、人口増加、高齢化社会、気候変動、経済のグローバル化、急速な技術革新等、多様な課題に直面しており、これらがフードバリューチェーン（以下、FVC）に不安定さと複雑さを与えています。このような認識のもと、域内の持続的かつ強靭な農業開発と食料システムの実現を目指し、国際協力機構（JICA）と ASEAN は「FVC 振興に向けた体制・環境づくりの促進」を目標に掲げた「ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト（AJFVC）」を実施中です。AJFVC は、日 ASEAN 技術協力協定に基づく技術協力プロジェクトで、協力期間は 2024 年 1 月からの 3 年間です。プロジェクト目標達成のため、以下の 4 つの成果が設定されています。

成果 1 : ASEAN 加盟各国の GAP (Good Aquaculture Practices) 導入および ASEAN GAP 促進のための措置が検討される

成果 2 : ASEAN 加盟各国で検疫措置に不可欠な残留農薬の分析能力が強化される

成果 3 : GAqP (Good Aquaculture Practices) の促進と検査メカニズムに関するガイドラインおよび関連方針の作成により水産セクターにおける食の安全性が向上する

成果 4 : 官民連携 (Public Private Partnership, PPP) による FVC 振興の戦略が検討される

このうち、本件業務は成果 3 に関連するものです。

水産セクターは、ASEAN 経済統合における優先セクターの一つで、ASEAN 水産分野協力戦略的行動計画 (SPA-Fisheries) 2021-2025 では、地域の経済成長、貧困削減、食料安全保障、栄養に貢献し、競争力があり、包摂的かつ強靭で、持続可能な水産セクターの実現を目標に掲げています。同行動計画の中には、「漁業の検疫および検査手順に関する情報とベストプラクティスの共有に関するワークショップの開催」および「養殖魚および水産物の検査メカニズムに関する ASEAN ガイドラインの策定」が具体的にリストアップされています。

このような ASEAN の計画に対応し、AJFVC では、成果 3 の活動の一つとして「サプライチェーン各段階における水産物検査に関する地域ガイドライン」を策定することとしました。

1. 期待される成果

「ASEAN 養殖・水産物輸入検査ガイドライン」のドラフトが完成し、ASEAN に提出される。「サプライチェーン各段階における水産物検査に関する地域ガイドライン」のうち、本業務では輸入時検査に焦点を絞ります。また検疫にかかる手続きは対象外とします。

2. 業務の内容

本業務従事者は、AJFVC の長期専門家チームと協力し、ASEAN 事務局食料農業林業課 (ASEC/FAFD) の調整を介して、加盟国のカウンターパート (C/P) との共同作業を通じて、「ASEAN 養殖・水産物輸入検査ガイドライン」のドラフトを完成するために必要な業務を担当します。各国における C/P は、主としてアセアン水産分野作業部会 (ASEAN Sectoral Working Group of Fishery, ASWGFi) のメンバーを想定しています。

策定されるガイドラインは、各加盟国が水産物検査に関する独自の国内ルールを策定・施行する際に、地域で標準化された参考情報として活用されます。ガイドライン案は、2027 年の ASWGFi 会合（例年 7 月に開催）および SOM-AMAF 会合（例年 8 月に開催）で討議に付され、成案となることが期待されています。

ガイドライン案の内容は、検査に用いる分析手法ではなく、輸入申請から市場へのリリースに至るまでの組織体制、管理手続き、使用する様式（申請書様式、承認様式等）、検査項目の特定、等、行政にかかる事項が主となります。ガイドライン案の構成案は参考資料に示されていますが、本件業務の過程で加盟国とさらに協議を行い、最終決定する必要があります。

ガイドラインの対象範囲は、下図の赤い部分で示されるように「食用食品の安全検査」です。したがって、検疫その他のバイオセキュリティ目的の検査はガイドラインに含まれません。（現時点で加盟国間で合意もしくは議論されているコンセプトノートおよび骨子については参考資料として配布します。）

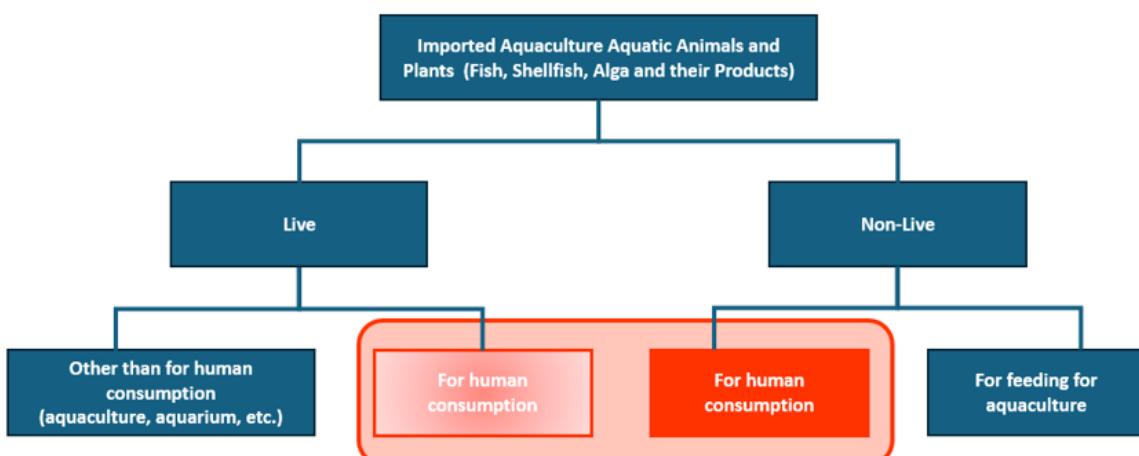
具体的の担当事項は次のとおりです。

(1) 第1次準備業務 (2026年X月初旬)

- ①既存の ASEAN の関連文書、JICA 報告書、他ドナー報告書、各国の公開資料等を参照し、ASEAN 域内の加工品を含む水産物の輸入手続きに関する現状と課題を把握する。
- ②JICA 経済開発部と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ワークプラン案(英文)を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。

(2) 第1次現地業務 (2026年X月中旬～2026年X月上旬)

- ①現地業務開始時に、長期専門家チームとワークプラン案について協議し、必要に応じて修正を加える。JICA インドネシア事務所 ASEAN 連携担当、ASEC/FAFD にワークプランを共有し、業務計画の了承を得る。
- ②以下を主たる目的として開催するインセプション会議(オンライン)の計画を立て使用する資料を作成する。
 - ガイドライン案策定までの業務行程の説明
 - ガイドライン案策定作業に関与する加盟国の C/P の配置依頼
 - 養殖魚および水産加工品の輸入時食品安全検査(関連規則および規制を含む)の、各国の現状把握と課題の特定を目的としたアンケート調査への協力依頼
 - ガイドライン提出に係るプロセスの確認(主として長期専門家が作成)



- ③インセプション会議開催を主導し参加者からガイドライン案策定業務についてのコンセンサスを得る。必要に応じて業務計画を修正する。
- ④アンケート調査で使用する質問票を作成し、加盟国の C/P に送付する。

(3) 第1次整理業務（2026年X月中旬）

- ① 第1次現地業務結果を現地業務結果報告書（英文）としてまとめ、JICA 経済開発部に提出し、報告する。

(4) 第2次準備業務（2026年X月中旬～2026年X月初旬）

- ① 質問票を回収し結果を整理する。
② ガイドライン案のスコープ、構成案を検討する。
③ 第2次現地業務にかかるワークプラン（英文）を作成、経済開発部による確認ののち提出する。

(5) 第2次現地業務（2026年X月上旬～2026年X月下旬）

- ① 現地業務開始時に、長期専門家チームとワークプランについて協議し、必要に応じて修正を加える。JICA インドネシア事務所 ASEAN 連携担当、ASEC/FAFD にワークプランを共有し、業務計画の了承を得る。
② ガイドライン作成のリード国であるタイに出張し、関係者と意見交換するとともに、関連情報を収集する。また SEAFDEC 事務局等の地域水産関連組織を訪問し東南アジア地域での水産物の貿易にかかる情報を収集する。
③ 以下を主たる目的とする第1回ワークショップ（オンライン）の計画を立て、使用する資料を作成する。
- アンケート調査結果の共有
 - 日本（及び、可能であれば他の国）の水産物輸入時検査にかかる行政手続きの紹介
 - ガイドライン案の構成の決定
 - 輸入時検査で取り上げるべき検査項目の確定
 - 検査手順の大まかな流れについてのコンセンサス形成
- ④ 第1回ワークショップを開催する。

(6) 第2次整理業務（2026年X月上旬）

- ① 第2次現地業務結果を現地業務結果報告書（和文・英文）としてまとめ、JICA 経済開発部に提出し、報告する。

(7) 第3次準備業務（2026年X月上旬～2026年X月下旬）

- ① 第1回ワークショップの結果に基づき、ガイドライン案の1次ドラフトを作成し、JICA 経済開発部と長期専門家チームに提出し了解を得る。
② ガイドライン案の1次ドラフトを各加盟国 C/P および ASEC/FAFD に送付しコメ

ントを依頼する。

- ③C/Pからのコメントを参考にガイドライン案を修正する。
- ④第3次現地業務にかかるワークプラン（英文）を作成、経済開発部による確認ののち提出する。

(8) 第3次現地業務（2026年X月上旬～2026年X月上旬）

- ①現地業務開始時に、長期専門家チームとワークプランについて協議し、必要に応じて修正を加える。JICA インドネシア事務所 ASEAN 連携担当、ASEC/FAFD によるワークプランを共有し、業務計画の了承を得る。
- ②ガイドライン案の2次ドラフトを議論するための最終ワークショップ（オンライン）の計画を立て、使用する資料を作成する。
- ③最終ワークショップを開催する。

(9) 第3次整理業務（2026年X月下旬～2026年X月中旬）

- ①第3次現地業務の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。
- ②最終ワークショップの結果を反映し、ガイドライン案を最終化し、ガイドライン案を ASEC/FAFD に提出する。
- ③専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通りです。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	東南アジア地域における水産物の貿易の実態を反映したガイドラインとするために重視すべき事項	第1次現地業務および準備・整理業務、第2次準備業務
2	ASEAN 内で承認された後、ガイドラインが地域標準として加盟国で活用されるようにするための工夫	第2次現地業務および整理業務
3	農業、水産業を所管する省庁を超え、保健セクター等、関連する分野を所管する官庁と連携するための具体的方法	第2次現地業務

3. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおりです。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン	業務開始より 2 週間以内	JICA 経済開発部	一	英語	電子データ
			一	日本語	電子データ
業務進捗報告書	3 回の現地業務終了のタイミング	JICA 経済開発部	一	英語	電子データ
ガイドライン最終案	業務完了報告書と同じタイミング	JICA 経済開発部	一	英語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	JICA 経済開発部	一部	日本語	電子データ

4. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」の「(6) 業務日数」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、ラマダン明けの休日など、加盟国の祝日を考慮の上、提案してください。なお、第 2 次現地業務の整理の一環として、7 月に開催される見込みの ASWGFi の年次会合での発表に協力いただく可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は、以下の長期専門家です（いずれも 2027 年 1 月 14 日まで派遣中）。

ア チーフアドバイザー

イ 國際機関連携／業務調整

(2) 参考資料

① 本業務のプロポーザル作成にあたっては、以下の資料を適宜参照して下

さい。

- ASEAN 2015: Vision and Strategic Plan for ASEAN Cooperation in Food, Agriculture and Forestry (2016-2025)
Vision and SP-FAF final.pdf
- ASEAN 2021: STRATEGIC PLAN OF ACTION ON ASEAN COOPERATION ON FISHERIES 2021-2025
FAFD-16.-SPA-Fisheries-202528ASWGFi.pdf

②本業務に関する以下の資料はJICA経済開発部農業農村開発第一グループから配付しますので、希望する場合は edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- Concept Note: Development of ASEAN Guidelines on Inspection for Imported Aquaculture Fish and Fisheries Products
- Draft Outline ASEAN Guidelines on Inspection and Quarantine for Imported Aquaculture Fish and Fisheries Products
- Project Monitoring Sheet (ver.1からver.3 (提出版)、ver.4 (ドラフト版))

③本業務に関する以下のJICA報告書がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- アジア地域 ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12358289.pdf>
- ASEAN共同体におけるフードバリューチェーン強化の取り組みに係る情報収集・確認調査ファイナルレポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12375424.pdf>

以上